

滞納処分を強化します！

～市税、保育料、介護保険料、学校給食費など～

財産の差し押さえや裁判所を通じた法的措置を行います

市では、これまで督促状や催告書の送付、電話催告や訪問徴収などにより、市税などの自主納付を促していますが、いまだ納付に至っていない人がいます。

このため、納期内に納付している人との負担の公平性・公正性、および市民サービスの財源確保を目的に、市税・国民健康保険税を滞納している人に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。今後は保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金および使用料を滞納している人についても、財産の差し押さえなどの滞納処分を強化していきます。

また学校給食費、学童クラブ利用料金、市営住宅家賃、水道料金、農業集落排水事業使用料については、順次、裁判所を通じた法的措置を行っていきます。



問い合わせ先一覧

種 別	問い合わせ先
市税・国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
下水道受益者負担金および使用料	下水道課管理班 (☎62-5357)
学校給食費	旭市第一学校給食センター (☎62-0366) 旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
学童クラブ利用料金	学校教育課学務班 (☎55-5724)
市営住宅家賃	財政課管財営繕班 (☎62-5315)
水道料金	水道課業務班 (☎63-9180) 旭市水道お客様センター (☎63-8881)
農業集落排水事業使用料	農水産課農業基盤整備班 (☎68-1173)

消費生活センター

ほっと通信

Vol.19

換金できない外国通貨の取引に注意してください

国内では、換金が困難な外国通貨の取引に関するトラブルが増えています。最近では「コンゴフラン」「シリアルペソ」「イエメンリアル」「ウズベキスタンスム」の取引の相談が全国の消費生活センターに寄せられています。8月には、過去に購入した未公開株を買い取る条件として、消費者に換金が困難な外国通貨を購入させた上、未公開株も買い取らず、代金をだまし取ったとして、詐欺容疑で逮捕者も出ています。

【事例】代わりに申し込むだけでお礼をすると勧誘

A社から「B社が取り扱うコンゴフランを買えるのは個人だけだ。当社の代わりにあなたが申し込んでほしい。高額なお礼をする」と言われ、申し込むだけならと思い、B社に1口10万円を50口購入すると申し込んだ。後日、B社から「あなたが申し込んだのにA社から代金が振り込まれている。当社は会社とは取引しない。あなたの名義で振り込んでほしい」と言われた。A社に連絡すると「後で支払うから代わりに支払ってほしい」と言われ、代金の一部250万円を支払った。しかしその後もB社からの催促はやまず、A社からは代金が支払われない。



【アドバイス】

- ①外国通貨の購入・両替を勧める業者の話には一切耳を貸さず、断ってください。多くの場合、いったんお金を支払ってしまうと連絡が取れなくなり、後で返金される可能性はほとんどありません。
- ②「申し込むだけでいい」「以前買った未公開株を買い取る」「安いうちに買っておけば後でもうかる」という言葉を信用してはいけません。実際には買い取られることはまずありません。将来必ずもうかる保証もありません。
- ③過去に未公開株や社債などの投資トラブルに遭った消費者が、再び狙われるケースが目立ちます。過去に被害に遭った人は十分注意してください。
- ④このような勧誘があった場合、申し込む前に消費生活センターに相談してください。契約してしまった場合でも諦めずに早めに相談してください。

問旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)